

非稼働病棟を有する医療機関への対応について

1. 経緯

○ 平成 30 年 2 月 7 日付け厚生労働省医政局地域医療計画課長通知（以下「厚生労働省通知」という。）において、病床が全て稼働していない病棟（過去 1 年間に一度も入院患者を収容しなかった病床のみで構成される病棟。以下「非稼働病棟」という。）を有する医療機関を把握した場合には、以下の手順により対応することを都道府県に求めている。

・「地域医療構想の進め方について」（非稼働病棟関係部分 抜粋）
 （平成 30 年 2 月 7 日付け厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）
 地域医療構想調整会議（本県では、推進委員会）へ出席し、①病棟を稼働していない理由、②当該病棟の今後の運用見通しに関する計画について説明するよう求めること。
 ただし、病院・病棟を建て替える場合など、事前に地域医療構想調整会議の協議を経て、病床が全て稼働していない病棟の具体的対応方針を決定していれば、対応を求めなくてもよい。
 なお、病床過剰地域において、上述の説明の結果、当該病棟の維持の必要性が乏しいと考えられる医療機関に対しては、医療審議会の意見を聴いて、病床数を削減することを内容とする許可の変更のための措置を命令又は要請すること。また、要請を受けた者が、正当な理由がなく、当該要請に係る措置を講じていない場合には、医療審議会の意見を聴いて、当該措置を講ずべきことを勧告すること。さらに、命令または勧告を受けた者が従わなかった場合には、その旨を公表すること。

[参考]

医療法（抜粋）

- ・ 第 7 条の 2 第 3 項
 都道府県知事は、療養病床及び一般病床に係る基準病床数を既に超えている場合において、当該病院又は診療所が、正当な理由がなく、病床に係る業務の全部又は一部を行っていないときは、当該業務を行っていない病床数の範囲内で、病床数を削減することを内容とする許可の変更のための措置をとるべきことを命ずることができる。（公的医療機関等以外の医療機関は要請）
- ・ 第 7 条の 2 第 6 項
 都道府県知事は、第三項の規定による命令をした場合において、当該命令を受けた病院又は診療所の開設者又は管理者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- ・ 第 30 条の 1 2 第 2 項
 都道府県知事は、第七条の二第三項の規定による要請を受けた病院又は診療所の開設者又は管理者が、正当な理由がなく、当該要請に係る措置を講じていないと認めるときは、都道府県医療審議会の意見を聴いて、当該措置をとるべきことを勧告することができる。
- ・ 第 30 条の 1 2 第 3 項
 都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた病院又は診療所の開設者又は管理者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

○ 本県の非稼働病棟を有する医療機関への対応は、各構想区域ごとに地域医療構想推進委員会において決定し、取組を実施している。

ヒアリングを実施	6 構想区域	名古屋・尾張中部、海部、尾張西部、尾張北部、西三河南部西、東三河北部
書面により状況を確認	5 構想区域	尾張東部、知多半島、西三河北部、西三河南部東、東三河南部

2. 課題

○ 本県の非稼働病棟の病床数は、2018 年で 1,560 床、2019 年で 1,638 床（5%増）である。

<参考> (床)

	名古屋・尾張中部	海部	尾張東部	尾張西部	尾張北部	知多半島	西三河北部	西三河南部東	西三河南部西	東三河北部	東三河南部	計
非稼働病棟の病床数(2019年)	571	97	123	129	104	242	118	9	51	37	157	1,638
既存病床(A)(2020.9.30)	20,761	1,948	4,421	3,647	5,061	3,193	2,761	2,484	4,676	417	6,488	55,857
基準病床(B)	17,911	1,531	4,141	3,357	4,725	3,147	2,252	2,083	4,263	229	4,139	47,778
(B)-(A)	△2,850	△417	△280	△290	△336	△46	△509	△401	△413	△188	△2,349	△8,079

○ 非稼働病棟を有する医療機関への対応は、各地域で定めた方針に基づき行われているが、厚生労働省通知により求められている非稼働病棟の解消に向けた議論が十分に進んでいない状況にある。非稼働病棟の運用に関して、県内統一の方針を決定することで、各構想区域における非稼働病棟の解消に向けた協議の活性化を図り、病床の効率的な活用と地域医療構想の実現に資することができると考えられる。

3. 非稼働病棟を有する医療機関への方針（案）

- 病床過剰地域に所在し、以下のいずれかの条件に該当する病院に対して、厚生労働省通知に基づく対応を進める。
 - ① 病床の開設許可後（新規開設、変更許可含む）、1 年経過後においても、稼働していない病棟を有する病院
 - ② 5 年以上、稼働していない病棟を有する病院
 （上記の条件に該当しない医療機関については、これまでどおり各地域の地域医療構想推進委員会において、取組の方針を決定する。）
- 本方針に基づき令和 3 年 4 月から各構想区域で協議を進める。

※令和 2 年 7 月時点の対象医療機関 ①3 病院、②11 病院

(参考) 厚生労働省通知に基づく対応

